

葛飾区婚活支援事業費補助金交付要綱

令和7年6月24日

7葛子子第618号

区長 決 裁

一部改正 令和7年7月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する若者に多様な出会い及び交流の場を積極的に創出する事業（以下「婚活イベント」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 営利を目的とせず、地域や社会に広く貢献する活動を行うこと。
- (2) 主に葛飾区内（以下「区内」という。）で活動していること。
- (3) 5人以上の構成員を有していること。
- (4) 団体の運営に関する明文化された規約又はそれに準ずるもの及び構成員名簿を備えていること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でない又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす婚活イベントとする。

- (1) 18歳以上の独身男女を対象とすること。
- (2) 第6条の規定による申請時に、区内に在住又は在勤の18歳以上40歳未満の独身男女が10人以上参加する見込みがあること。
- (3) 男女同数の参加を目標に募集すること。
- (4) 区内の会場において実施すること。ただし、やむを得ない理由があると葛飾区長（以下「区長」という。）が認める場合は、この限りでない。
- (5) 第6条の規定による申請をした日の属する年度の2月末日までに婚活イベントが完了すること。
- (6) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (3) その他区長が補助をすることが不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助金対象経費のうち、国その他の団体から補助金等を受ける経費がある場合は、補助対象経費から当該経費を差し引くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額と総事業費から参加費その他の収入金を控除して得た合計金額のいずれか低い方の額とし、30万円を上限とする。この場合において、補助金額の千円未満の端数は切り捨てとする。

2 1の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内1回限りとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、葛飾区婚活支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象事業を開始する1か月前までに区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式別紙2）
- (3) 団体の規約、規則、定款等
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは葛飾区婚活支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは葛飾区婚活支援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に対して通知する。

2 区長は、前項の規定により交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに葛飾区婚活支援事業費補助金請求書（第4号様式）により、区長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により補助金を交付決定者に交付する。

（交付決定事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金を交付された交付決定者は、申請内容を変更又は中止・廃止しようとするときは、速やかに葛飾区婚活支援事業費補助金変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）に、区長が必要と認める書類を添付し、区長に申請しなければならない。

（交付決定事業の変更等承認及び通知）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは葛飾区婚活支援事業費補助金変更・中止・廃止承認通知書（第6号様式）により、不相当であると認めたときは葛飾区婚活支援事業費補助金変更・中止・廃止不承認通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により、交付決定事業の変更に係る承認を受けた者のうち、当該変更により補助金交付決定額が増額した場合は、速やかに葛飾区婚活支援事業費補助金請求書（第4号様式）により、区長に増額分の補助金の交付を請求しなければならない。

3 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により補助金を交付決定者に交付する。

（実績報告）

第11条 交付決定者（前条第1項の規定により変更に係る承認を受けた交付決定者を含む。以下同じ。）は、補助対象事業が完了したときは、葛飾区婚活支援事業費補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の完了日から30日（応当日が土日祝日に当たる場合にあつては、翌開庁日）又は前条の規定により承認のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、区長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式別紙1）
- (2) 収支決算書（第8号様式別紙2）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、補助金の交付決定の内容に適合するもの

であるかを調査するものとする。

- 3 区長は、前項の規定による審査の上、補助金の額を確定し、葛飾区婚活支援事業費補助金確定額通知書兼返還通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。
 - (2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、葛飾区婚活支援事業費補助金交付決定取消通知書兼返還通知書（第10号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 区長は、第11条第3項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、当該交付決定者に補助金の返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた交付決定者は、区長が定める日までに区長に補助金を返還しなければならない。
- 3 区長が定める日までに区長に補助金を返還できない者は、返還が確認できるまで補助金を申請することはできないこととする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

付 則（令和7年7月14日 7葛子子第737号子育て支援部長決裁）

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

別表（第4条関係）

報償費	講師・司会者等に係る謝礼等
消耗品費	事務用品代等（景品・記念品等は除く）
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷代
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場、車両、音響機器等の借上料
その他	区長が必要と認める経費

※飲食代等の婚活イベントの参加者が消費し、負担すべきと認められる経費は補助対象経費としない。